府令

○内閣府令第三十七号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第三十七号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十四年五月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十四年十月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告示

○内閣府告示第六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道宗谷郡猿払村

二　構造改革特別区域の名称　猿払村「心と体を育む給食特区」

三　構造改革特別区域の範囲　北海道宗谷郡猿払村の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）

○内閣府告示第六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　二本松市

二　構造改革特別区域の名称　東和ワイン特区

三　構造改革特別区域の範囲　二本松市の区域の一部（東和地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

二　構造改革特別区域の名称　元気いっぱいちば障害児給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　千葉県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　下呂市

二　構造改革特別区域の名称　滝の町　飛騨小坂どぶろく特区

三　構造改革特別区域の範囲　下呂市の区域の一部（小坂町地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　日進市

二　構造改革特別区域の名称　日進市子ども発達支援センター安心安全給食特区

三　構造改革特別区域の範囲　日進市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）障害児通所施設における給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

○内閣府告示第七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　倉吉市

二　構造改革特別区域の名称　倉吉市蜂蜜リキュール特区

三　構造改革特別区域の範囲　倉吉市の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）特産酒類の製造事業（七〇九）

○内閣府告示第七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年三月二十九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎県

二　構造改革特別区域の名称　長崎県保育所看護師配置促進特区

三　構造改革特別区域の範囲　長崎県の全域

四　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）保育所における看護師配置補助要件の緩和事業（九三六）

○内閣府告示第七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年三月二十九日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年四月二十七日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

二　構造改革特別区域の名称　稚内市外国人技能実習生受入れ特区